

# ゴルフ場利用税（県税）

ゴルフ場の利用に対してかかります。

## ◆納める人

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

## ◆納める額

等級	税率 1人1日	等級決定基準（1人1日の利用料金）	
		18ホール以上のゴルフ場	ホール数が9以上18未満のゴルフ場
特1級	1,200円	9,100円以上のもの	
1級	1,000円	6,600円以上9,100円未満のもの	
2級	800円	4,600円以上6,600円未満のもの	
3級	650円	3,300円以上4,600円未満のもの	
4級	500円	3,300円未満のもの	3,800円以上のもの
5級	400円		3,800円未満のもの

- (注) 1. ゴルフ場とは、ホールの数が18ホール以上でホールの平均距離が100メートル以上の施設（施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除きます。）及びホールの数が9ホール以上18ホール未満のもので、ホールの平均距離が150メートル以上の施設をいいます。
2. 利用料金とは、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について支払う料金をいいます。

## ◆非課税

- 1 年齢18歳未満の者の利用
- 2 年齢70歳以上の者の利用
- 3 障がい者の利用
- 4 国民体育大会の参加選手のゴルフ競技としての利用
- 5 学校の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員の学校の教育活動（教育課程に基づく授業又は学校長等が承認する課外活動）としての利用

◎非課税措置の適用を受けるには、利用の都度、手続きが必要です。

詳しくは最寄りの東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生部）又は西部総合県民局（地域創生部）（64ページ）へおたずねください。

## ◆申告と納税

ゴルフ場の経営者が利用者から料金といっしょに受け取り、毎月分を翌月15日までに申告し、納めます。

## ◆市町村への交付

県へ納められたゴルフ場利用税の10分の7は、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。